

市川市雇用促進奨励金の申請について

市川市では、公共職業安定所の紹介（公共職業安定所に準ずる機関の紹介も含む）により雇入れた障害者の方が以下の条件全てに合致した場合、事業主の皆さんに奨励金を交付しています。

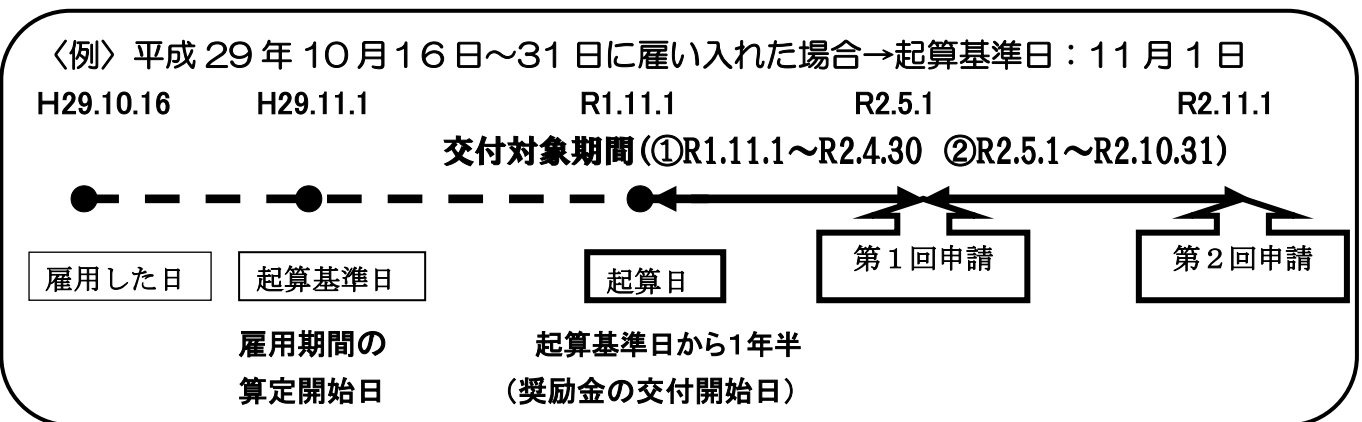
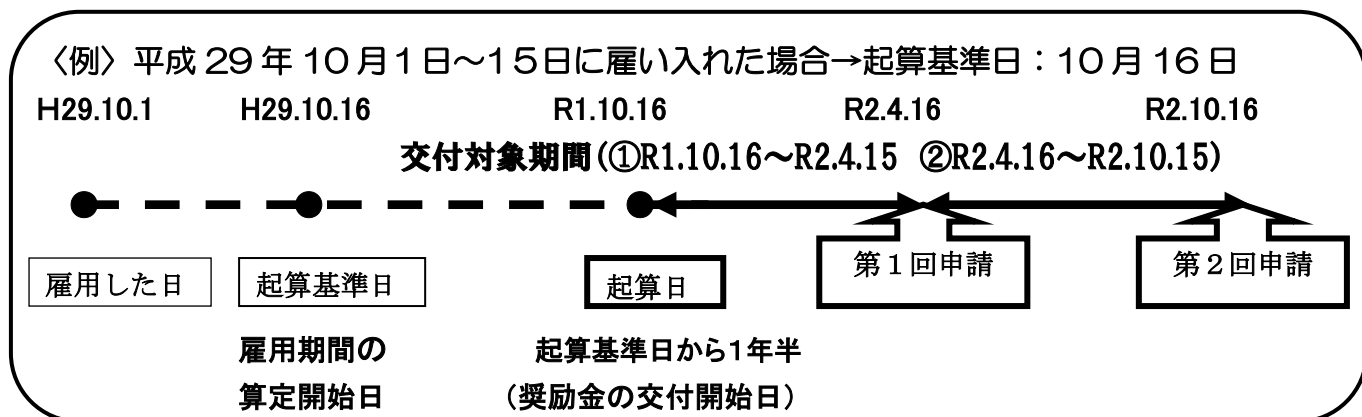
【中小企業】身体・知的障害者（45歳未満）

- (1) 交付要件：
 - ①雇用時に市川市に居住し、かつ現在も市内に住民登録をしている。
 - ②公共職業安定所の紹介により採用している。
 - ③特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けている。
 - ④1週につき30時間以上働いている。（雇用契約書、出勤簿等をご確認ください。）
 - ⑤雇用した期間が下記の起算基準日から30ヶ月あること。

注) 重度障害者の場合、交付要件が異なりますので、産業振興課までご連絡ください。

(2) 申請始期: 雇用した日から算出した起算基準日から30ヶ月が経ったときに申請できます。

(3) 交付額: 1ヶ月につき20,000円を半年ごとに2回交付



※起算基準日は、1日～15日採用の方は同月16日、16日～末日採用の方は翌月1日となります。

注意事項

※申請について

- ①申請書等の通知は市川市公共職業安定所のリストを参考にして、市から事業所に通知しています。市の奨励金の対象とならない場合もありますのでご了承ください。
- ②申請できる期間が交付対象期間末日から60日以内と定められていますので、ご注意ください。
- ③1回目の申請が交付決定されない場合は、2回目以降の申請は出来ません。
- ④勤務時間につきましては、6ヶ月勤務した場合、実働時間を26週で割り返して計算します。
(勤務した月数により、基準時間が変わります。)

計算の結果、1週あたりの勤務時間数が、30時間を超えることが条件となります。ただし、例外もありますので、別紙補足資料「実労働時間の考え方について」をご覧ください。

◎提出書類 (消せるボールペンは使用しないでください。)

No.	提出書類	留意事項
1	市川市雇用促進奨励金交付申請書兼 交付再申請書 ※交付対象期間は、第1期交付対象 期間を記載してください。	・日付は空欄でお願いします。 全ての書類が整った日が正式な受理日となります。
2	特定求職者雇用開発助成金支給決定 通知書の写し	※紛失した場合は、申請先の労働局に電話にて「支給決定通知書の写し」の交付を依頼してください。 その際、助成金支給番号が必要です。
3	雇用契約書などの写し ※雇用日から現在までのもの	・勤務時間と休憩時間のわかるもの
4	交付対象期間の勤務記録の写し ※第1期交付対象期間のもの	・タイムカードや出勤簿など、氏名・年月日・実働時間が明記されているもの ※勤務時間は、交付対象期間内の実働時間（有休・時間外等を含む）の合計を26週で割り、30時間を超えていることが条件となります。
5	障害者であることを証明する書類の 写し※右の書類のいずれか	・身体障害者手帳（3～6級） ・療育手帳（Bの1、Bの2） ・千葉障害者職業センターが証明する判定書
6	市川市雇用促進奨励金交付申請に 係る添付書類について	・No.2～5の書類名を記入し、代表者の記名押印をお願いいたします。
7	市川市雇用促進奨励金交付請求書	・本来であれば「市川市雇用促進奨励金交付決定可否通知書」を受理してから提出となりますが、円滑な事務手続きのため、予め提出してください。 ・日付や金額等は空欄でお願いします。 ・社印ではなく、代表者印を必ず押印してください。

<問い合わせ先>

市川市 経済部 産業振興課 雇用労政グループ
電 話：047-704-4131（直通）
FAX：047-370-5205